

児童扶養手当増額法案について

(児童扶養手当法の一部を改正する法律案)

- 困窮子育て家庭は、過酷な状況に置かれている。ひとり親家庭の支援団体による調査では、この夏休み中、子どもの食事回数が「1日2食」という家庭が回答者の約4割に上った。
- これまで、政府は、ふたり親家庭を含め、新型コロナウイルス感染症による影響や物価高騰に直面する困窮子育て家庭に対し、特別給付金を繰り返し支給してきたが、そのような一時的な支援では根本的な解決策にはならない。
- 政府は、今年6月、少子化対策の強化に向けて、「こども未来戦略方針」を閣議決定した。その中で、子どもの貧困対策については、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討するとされ、高等教育費の更なる支援拡充策、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策と合わせて、国と地方で公費にて計0.5兆円程度を確保するとしている。
- しかし、この0.5兆円程度の支援策の中に、困窮子育て家庭や支援団体が強く要望している児童扶養手当の拡充が盛り込まれるかは不透明な状況にある。これは、児童手当について所得制限の撤廃、支給期間の高3（高校卒業年次）までの延長や第3子以降の増額という拡充の方針を明記しているのと比べ、あまりに対照的である。困窮子育て家庭という本当に困っている人々に温かい手を差し伸べない限り、政治としての責任を果たしたことはない。
- そこで、厳しい経済状況にある困窮子育て家庭に対する経済的支援を充実させ、困窮子育て家庭の子ども1人ひとりに平等に温かい手を差し伸べるため、児童扶養手当について、全部支給世帯か一部支給世帯かを問わず一律に、子ども1人当たり月額1万円を増額する法案を提出する必要がある。そして、法案の審議・成立を目指すことで、来年度予算案に児童扶養手当の拡充が盛り込まれるよう政府を突き動かしていく必要がある。

【法案の概要】

● 困窮するひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当について、令和6年度（来年度）当初から、全部支給世帯か一部支給世帯かを問わず一律に、子ども1人当たり月額1万円を増額すること。

支給額（月額） ※全部支給の場合

子ども1人の場合	： 現行 4万4,140円	⇒	改正後 5万4,140円
子ども2人の場合	： 現行 5万4,560円	⇒	改正後 7万4,560円
子ども3人の場合	： 現行 6万810円	⇒	改正後 9万810円

● 検討

- ・ 児童扶養手当の所得制限の緩和を速やかに実現するための検討規定を設けること。
- ・ これまで政府の特別給付金の対象であった困窮するふたり親家庭にも子ども1人当たり月額1万円の経済的支援を行うことについて、検討規定を設けること。

【所要額（国費）】 約520億円（対象世帯：約85万世帯、対象児童数：約130万人）

※ 所要額の総額は約1,560億円（国費約520億円、地方負担約1,040億円）

※ 所要額の総額である約1,560億円は、子どもの貧困対策等として国と地方で合わせて公費にて確保する0.5兆円程度の3割であり、当然実現すべきものと考えられる。

※ 児童扶養手当の拡充は、一昨年5月及び昨年3月に提出した「子ども総合基本法案」に盛り込まれている。そして、その具体策として、昨年7月の参院選に向けて公表した「立憲民主党 政策集2022」において、本法案と同様、子ども1人当たり月額1万円の一律の増額を明記している。また、自民・公明両党も、それぞれ本年3月の提言等において、児童扶養手当の拡充を主張している。